

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山本委員長 これより締めくくり質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳浩です。

麻生政権のときの補正予算に次いで過去二番目の大型の補正予算ではありますが、過去最長の質疑時間を確保することとなりました。御協力いただいた皆さんに改めて感謝を申し上げますと思います。

さて、訪米前、こうして衆議院において質問をできる最後の機会でもありますので、訪米についての課題について少しお聞きしたいと思います。

まず、安倍総理、この大型の補正予算、あした衆議院で成立する段取りとなっておりますが、これはやはり、世界経済に与えるインパクト、重要性、今後の我が国の方向性を占うことになると思

いますし、その説明も多分されるんだろうなと思えますが、どのようにオバマ大統領に説明をされるのか。

と同時に、実は私、従来よりハーグ条約について取り組んでおりまして、ぜひともこの問題を課題として取り上げていただきたいと思っておりますが、日米首脳会談の議題に上げるおつもりかどうか。

この二点をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 日本は、この十五年近く、ずっとデフレの中に沈んでいたわけでありまして、国民総所得も五十兆円縮んでしまった中において、国力が低下をする、外交力においても日本の力は低下をしたわけでありまして。当然、そのことによつて途上国に対する支援の力も落ちてきているわけでありまして。

そこで、日本は、このデフレから脱却をして、経済を成長させていく。これは、日本の経済が上昇していくことだけではなくて、世界に対して日本は経済的な貢献をしていくわけでありまして。

当然、日本は外需頼りではなく、日本の内需、有効需要もつくつて、まず、そのことによつて景気を引き上げていくわけでありまして、自律的に成長戦略によつて日本が経済を成長させていくということは、日本の輸出もふえていきますが、同時に、日本は輸出がふえれば必ず大体輸入もふえていますから、日本は輸入がふえていく。つまり、多くの国の経済活動を活性化させていくことにながっていくわけでありまして、日本の経済が好調になるといことは、まさに世界が望んでいる

状況であろう、このように思うわけでありまして。

つまり、単に日本が豊かになろうということだけではなくて、世界経済にも大きなプラスになっていく、このように考えているわけでありまして、同時に、そのことによつて、日本がいい影響力を行使していくことが可能になりますから、アジア地域の平和と安定に資することにもなっていくわけでありまして、途上国への支援、日本のプレゼンスが高まっていくことは、そういう途上国にとつてもプラスになり、ひいては地球全体のプラスになつていく、こう考えるわけでありまして。

そうした観点から日本の経済政策を説明していきたい、こう考えているわけでありまして。

そして、馳委員、従来から関心を持たれておられたハーグ条約でございますが、今、世界じゅう、ほとんど人が行き来する中において、当然、人が行き来すれば、その中で恋に落ちて結婚するということになつていくわけでありまして、国際結婚の数も相当ふえてきています。

残念ながら、結婚すれば、場合によつては、人によつては破局ということになるという中において、子供をそのまま連れ去つてしまうという出来事も随分起こっています。そういうことが国を越えて起こっているわけでありまして、これは、国際的に一つのルールをつくっていくということが必要となつてくるわけでありまして、国際的なルールにのつとつた、問題解決を可能とするハーグ条約を締結していくことは、我が国にとつても重要であるというふうに考えております。

政府としては、この条約の早期締結を目指して

いくという考えであります。

しかし、これは、アメリカ側の関心は大変高いんですが、別にアメリカ側が関心が高いから我々がこの条約を批准するという性格のものではないと思います。

米国から子供を連れて帰ってくる人がいますが、逆の人も、逆の場合もありますね、これは米国だけではありませんが。ということでありますから、つまり、ルールをつくっていくということは、これから国境を越えて結婚をしていく人たちにとってもそれはプラスになるんだろう、このように私は思うわけでございまして、しかし、それは、まあもちろん首脳会談の議題が決まっているわけではありませんが、米側も関心が高いということは十分に承知をしているわけでありまして。

いずれにいたしましても、今申し上げましたように、この条約を早く締結をしていくことが今求められているんだろう、このように認識をしております。

○**馳委員** 世界八十九カ国でハーグ条約を結んでおりまして、何とG8に参加している八カ国で日本だけがまだ締結をしております。私は恥ずかしいと思っております。

歴代民主党の政権の外務大臣にも、私は何度も早くすべきだというふうに申し上げてまいりました。そういう意味でいえば、ことしのサミットの前には我が国としての結論を国会で得ることが必要だと思っておりますので、そういう観点から外務大臣にお伺いをしたいと思います。

国際的な結婚もふえています。同時に、破綻も

ございます。そうした場合、邦人が在外においてこういう問題に直面した場合に、やはり真っ先に駆け込むのは在外公館であります。こういった面において十分な法的な支援、相談体制が整っているのかどうか。

同時に、安倍総理が訪米されて、決意をいただきましたけれども、外務大臣としてアメリカ側とこの件について今まで協議した経緯があるのかどうか。

二点お伺いしたいと思います。

○**岸田国務大臣** まず一点目ですが、在外公館において、邦人の保護という観点でしっかり対応するということ、これは大変重要なことであります。ですから、国際結婚をめぐるさまざまな点においても対応していかなければならない場面も出てくるわけですが、ただ、その際に基本的なルールがあるかないか、これは大変重要な点だということに思っております。

また、二点目、今日まで日米間で協議が行われたかということですが、今までもアメリカからは首脳あるいは外相会談の場でたびたびこの締結に向けて期待が表明されてきた次第でありますし、また、ことしに入りましてからも、一月十八日、日米外相会談が行われました。その際に、当時のクリントン国務長官から、このハーグ条約早期締結に向けて期待感が表明された、こうしたこともございました。こうした経過が今日までもあります。

○**馳委員** そこで、谷垣法務大臣にお伺いしたいんですが、要は、子供の監護権を侵害する形で、

勝手に、違法に国外に連れ去っちゃいけないよと。海外の報道では、まさしくキッドナップ、誘拐的な、あるいは拉致ではないか、こういう指摘もされていて私は非常に心外に思っておるんですが、では、条約を締結する場合には、当然、国内法の整備もしなければなりません。

その準備が法務省としてできているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○**谷垣国務大臣** 馳理事がこの問題に非常に熱心にお取り組みいただけてきたことに心から敬意を表したいと思っております。

今御指摘のように、国際的な結婚の破綻に伴う子の返還といった新しい裁判手続をつくっていくためにはならないわけですので、相当な体制整備が必要である、これはもう委員の御指摘のとおりだと思います。

具体的に申しますと、中央当局を務めていただくのは外務省ですが、それから、この訴訟手続をやるのは家庭裁判所ですね、そこでの組織、手続の整備ということ、これをしっかりやらなければなりません。

それからもう一つ、これは、日本国内の法律だけではなかなかできませんので、海外における関連の法案の運用、あるいはこの条約の運用状況、こういったものの情報も収集しておかなければなりませんし、また、関係機関がその情報を共有しなければいけないということがございますね。

それからもう一つ、新しい手続を始めますと、人がどれだけきちっとその新しい制度を理解して運用に当たるか、人材の養成ということにも取り

組まなければならぬわけです。

さらに加えて、やはり広く一般の方々に、国際的な結婚が破綻したとき、こういう制度があるんだよというようなことについても十分情報を提供していかねければならない、広報宣伝活動があると思います。

このような四つの問題、全力を挙げて、法務省としても所轄のそれぞれの組織と連携をとりながら進めていかなければならないと考えております。

○**馳委員** 下村文部科学大臣にお伺いいたします。第一次の安倍政権で、教育基本法を全面的に改正いたしました。そのときに、家庭教育のあり方について規定をいたしました。ところが、なかなかやはり、文部科学省とか政府が家庭教育に何らかの権限を及ぼすことがあつてはいけないと思っております。

そんな中で、大臣として、ここがポイントなんです。よく民法で親権の問題を言います、監護権とか居所指定権とか懲戒権とか職業選定権とか財産権とか。しかし、民法で親権を振りかざす前に、親としての責任を果たす、そのことが子供に与える影響が大きいのではないか、こういう観点から、親としての責任を果たす。親学という言葉い過ぎかもしれませんが、やはり教育基本法をつかさどっている以上、親としての責任を果たす、そういうことについてやはり政府としての見解を持つべきではないかと思えますが、この質問をして、私の質問を最後にさせていただけます。

○**下村国務大臣** お答えいたします。この問題は、馳委員と長い間に一緒に議論をして

きたテーマでございます。

夫婦は、いろいろな事情があつて別れるということになると赤の他人ということになるわけですが、親子はずっと親子でございます。子供の立場から、このハーグ条約等を考える必要があるというふうに思います。

そういう中で、子供が成人するまでは、たとえばどういう状況になろうと、親として子供と会う、これは面会権の問題ですが、権利と義務を我が国においてもより明確にすることによって、子育てについては、一緒に住んでいるいらないにかかわらず、責任を持つ、また権利があるということから明らかに明らかにしていく必要があるというふうに思います。また、養育の義務は当然あるわけでございますが、残念ながら、単独親権ということがありまして、子供と一緒に住んでいない親の場合、ましてや国が違う場合には、それが事実上、子育て放棄につながってしまうという問題もあるわけでございます。このハーグ条約を締結すると同時に、今、委員から御指摘がありました、民法における単独親権のあり方を含めて議論していく必要があると思います。

そもそも論として、新しい教育基本法改正の中で、家庭教育というのが入りました。第一義的に子育てについては親が、保護者が責任を持つというところの中で、我が子に対して成人するまでは親権を持つてぜひ対応していただきたいというふうに思いますし、また、そのための関係条件を整備するということは、子供にとって大変重要なことであるというふうに思います。

○**馳委員** 終わります。ありがとうございます。  
○**山本委員長** これにて馳君の質疑は終了いたしました。